

土木工事標準単価を用いた施工単価の適用について

「土地改良事業等請負工事標準歩掛」において定める市場単価のうち、「区画線工」、「排水構造物工」については、民間と民間との間での良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、平成 29 年 10 月 1 日以降は市場単価が廃止された。

これを踏まえ、「区画線工」及び「排水構造物工」の単価については、平成 30 年 1 月 1 日以降の公告案件から刊行物で公表される単価「土木工事標準単価」を適用します。

記

1 適用年月日

平成 30 年 1 月 1 日以降公告案件

2 適用施工単価（土木工事標準単価）

- (1) 区画線工（溶融式、ペイント式）
- (2) 区画線消去
- (3) 排水構造物工 U字側溝（ベンチフリューム）
- (4) 排水構造物工 自由勾配側溝
- (5) 排水構造物工 蓋版

3 廃止施工単価（市場単価）

- (1) 区画線工（溶融式、ペイント式、区画線消去、区画線消去（ウォータージェット式））
- (2) 排水構造物工 自由勾配側溝据付工
- (3) 排水構造物工 U形溝据付工
- (4) 排水構造物工 蓋板工

4 留意事項

- (1) 土木工事標準単価「区画線工」の「施工規模が日当たり標準作業量に満たない場合」に係る **下記の規定については農林水産省の土地改良事業等請負工事標準歩掛においては適用しません**ので御留意下さい。

〈施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合〉

- 1) 1 日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、国土交通省の土木工事標準積算基準書の「1 日未満で完了する作業の積算」に順ずることとする。
- 2) ペイント式（車載式）で表層の完了待ちなどの工程調整により、1 日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1 日当たりの実施工量で判定する。
- 3) 区画線消去（ウォータージェット式）で、施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合は、実施工量にかかわらず、日当たり標準施工量を実施した場合の金額を計上する。